

第 49 号議案

損害賠償の額を定めることにつき議決を求めることについての議案に関する知事への意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、損害賠償の額を定めることについての議案について、知事から意見を求められたので、次のとおり意見を提出する。

令和 3 年 11 月 19 日

滋賀県教育委員会

損害賠償の額を定めることにつき議決を求めることについての議案に関する意見について

格別の意見はない。

令和3年(2021年)11月19日
11月定例教育委員会
第49号議案関係資料

損害賠償の額を定めることにつき議決を求めることについて

滋賀県は、滋賀県立八日市南高等学校が出荷した生乳の瑕疵に係る損害賠償の額を次のとおり定めることにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定に基づき、議決を求める。

1, 189, 838円

(参 考)

令和3年9月17日滋賀県東近江市春日町1番15号滋賀県立八日市南高等学校において、出荷した生乳に抗生物質の成分が含まれていたことにより、滋賀県東近江市八日市町1番17号グリーン近江農業協同組合代表理事組合長岡本守氏に対し、損害を与えたことによる賠償金である。

損害賠償の額を定めることにつき議決を求めることについて (八日市南高校・誤搾乳による生乳廃棄事案)

1 主旨

滋賀県立八日市南高等学校(以下、八日市南高校という。)が出荷した生乳が原因で同時期に集荷した生乳を全て廃棄させたことについて、損害賠償の額を定めることにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第13号の規定に基づき、議決を求めるもの。

2 事案の概要等

(1) 発生日および発生場所

令和3年9月17日(金) 八日市南高校内 牛舎

(2) 概要

八日市南高校で搾乳した生乳(75.2kg)に抗生物質が含まれていたため、同一のタンクローリー車で集荷された9軒の酪農農家の生乳を含め、全量(6,444.8kg)を廃棄処分することとなった。

本件について、生乳の集荷・販売等を委託している集荷業者から、9軒の酪農農家への生乳買取代金および廃棄処分に要した経費(財産的損害)について、支払いを求められた。

(3) 県教育委員会事務局の考え方

今回の被害は、八日市南高校において搾乳した生乳から検出された抗生物質が原因であり、同校以外の酪農農家から買い上げられた生乳に係る代金および廃棄となった生乳の処分費については、全額を県で賠償すべきと考える。

3 財産的損害の内容等

○損害賠償額(消費税等込み)

1,189,838円(9軒分の生乳買取代金:845,978円、廃棄処分費:343,860円)

○損害賠償の相手方

グリーン近江農業協同組合

4 事案発生の経緯

○令和3年9月17日(金)午前6時30分ごろ、八日市南高校には11頭の牛がおり、搾乳可能な牛は4頭であったが、同校の搾乳担当職員と畜産担当教員との間において情報共有が不十分であったため、通常は搾乳しない乾乳牛*3頭のうちの1頭から搾乳して出荷をしてしまった。

○乾乳牛には乾乳中であることを示す表示札を設置しているが、搾乳時には落下しており、搾乳担当の職員が目視確認できない状態であった。

○生乳集荷業者が集荷後に実施している検査において、八日市南高校から集荷された生乳に抗生物質が混入していることが判明した。そのため、同一のタンクローリー車で集荷された生乳は全量が廃棄処分となった。なお、当該生乳は市場には出回っておらず、消費者への健康被害はなかった。

*「乾乳牛」

次の分娩に備えて一定期間搾乳を休止している乳牛。この期間に、病原菌の感染防止のため抗生物質を投与する。